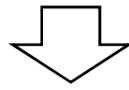
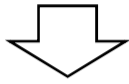


先着順（随意契約）の流れ（1号物件・2号物件共通）

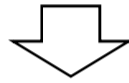
ホームページに申出書書類等を掲載
令和6年8月1日（木）～ 令和6年12月2日（月）



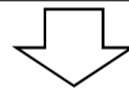
現地説明会（希望者のみ）
令和6年8月1日（木）～ 令和6年11月29日（金）
※ 現地説明会は随時行うこととしており、日程調整が必要なため事前に申込みが必要です。（土・日・祝日を除く）
（申込み期間：令和6年8月1日（木）～ 令和6年11月27日（水））



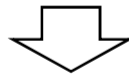
申込受付期間（持参のみ）
令和6年9月2日（月）～ 令和6年12月2日（月）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
※最終日は令和6年12月2日（月）午後5時15分（必着）
※各物件毎に受け付けします。



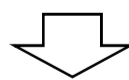
契約者決定
◎先着順のため、公募受付期間中、先に固定資産売払い申出書（購入申込書）一式を提出し、受理された方と契約します。申込があった物件については、翌日以降の受付は行いません。
※同一の日に複数の売払い申出書を受け付けたときは、翌日抽選により契約の相手方を決定します（翌日が、土・日・祝日の場合は翌開庁日）



契約締結（買受される方）
売払い申出日（売払い申出書提出日）から20日以内に契約を締結します。
（1）「土地建物売買契約書」（一括払い）か（2）「土地建物売買契約書」（契約保証金払い）の売買契約を選択していただき契約の締結を行います。
※契約の締結は、売払い申出書に記載された名義で行います。



売買代金の納付
（1）一括払いを選択し買受される方は、契約締結と同時に高知市上下水道局が発行する納付書にて納付していただきます。
（2）契約保証金払いを選択し買受される方は、契約締結と同時に契約保証金（契約額の10%以上）を支払い、残りを契約締結後30日以内に支払うことになります。



所有権移転登記
・ 売買代金の全額を納付したときに所有権は、契約者に移転します。
・ 所有権移転登記は、高知市上下水道局が行います。
・ 所有権移転登記は、土地・建物共に行います。
・ 所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用は、買受される方の負担となります。